

大学設置認可申請入門

学校法人東北学院法人事務局庶務部庶務課
長山 琢磨 (t-nagayama@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)

2

1 自己紹介



CONTENTS

1

1. 自己紹介
2. 大学設置認可制度とは何か
3. 設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法
4. 具体的な事務手続きで留意した方が良い点
5. おわりに

3

講師の略歴

長山 琢磨 (ながやま たくま)

- 職務経歴の概略は以下のとおり

所属機関	所属部署	担当業務	備考
(学)嘉悦学園	法人事務局企画室	企画業務	2005～2006年度
	嘉悦大学学生総合サービスセンター	学生支援業務	2007年度
	嘉悦大学学長室	学長秘書・企画業務	2008～2011年度
	嘉悦大学教務センター	学生支援業務	2012年度～2015年度
	嘉悦大学IR推進室	調査・分析業務	2014年度～ ※教務センター兼務
(学)東北学院	法人事務局庶務部庶務課	庶務業務、幼児教育、中等教育部門の補助金申請、行政手続、設置認可申請業務など	2016年度～現在に至る

- その他の経歴はリサーチマップに掲載しています。



これまで経験した設置認可申請等

所属機関	対象学校種	開設年度	内容	備考
(学)嘉悦学園	中学校・高等学校	2006年	中学校・高等学校の共学化に伴う名称変更、収容定員変更認可申請、登記事項変更登記完了届	東京都生活文化局
	大学(大学院)	2010年	大学院修士課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(大学院)	2012年	博士後期課程の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(学部・学科)	2012年	既設学科の改組及び短期大学の学生募集停止を組み合わせた学部新設に伴う文部科学省への学部設置届出	文科省大学設置室
(学)東北学院	大学(学部・学科)	2016年	文学部教育学科の設置認可申請	文科省大学設置室
	大学(学部・学科)	2016年	同学科設置に伴う寄附行為変更認可申請	文科省私学行政課
その他	-	2018年 2019年	役員変更届、役員変更登記、登記事項変更登記完了届、資産総額変更届	文科省私学部参事付総括係 宮城県総務部私学・公益法人課
	-	-	寄附行為変更認可申請(設置を伴わないもの)	文科省私学部私学行政課

学校法人東北学院

創立：1886（明治19年）

W.E.ホーイと押川方義によって宮城県仙台市に6名の伝道志望者とともに開設された「仙台神学校」を起源とし、1891年(明治24)年に「東北学院」と改称。

今年度創立133年を迎えた。



1891年に南町通りに完成した「仙台神学校校舎」

建学の精神

宗教改革の「福音主義キリスト教」の信仰に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育

スクールモットー

「LIFE, LIGHT AND LOVE FOR THE WORLD」
「命(生命の尊さ)と光(知識・希望)と愛(隣人愛)を世界のために」とは、本学の建学の精神や教育方針を最も適切に表した言葉。

プログラムの概要

シラバスから抜粋

- 大学設置認可制度は、我が国の質保証システムに位置付けられており、大学設置認可申請に事務職員として関わることで、組織改革を通じて教育改革にも繋げることができる業務です。しかしながら、**実務を経験しないとイメージがしにくい点**もあり、担当者になった場合、どのような点に留意して業務を進めればよいのかを把握しておくことが重要です。
- そのためには大学設置認可制度、自組織の文脈・教育実践などを統合し、新たな価値の創造に繋げる設置事務担当職員の力量が重要です。本講義では、大学設置認可制度の概要を概観した後、**具体的な事務手続き上で留意した方がよい点**、設置構想の構造化を行うにあたっての考え方など、**講師がこれまでの業務経験で気づいた点を織り交ぜながら講義を実施**します。また、途中でケースを用いたワークショップを実施することで、より具体的なイメージが掴めるようにしたいと思います。

プログラムの到達目標

シラバスから抜粋

1. 大学設置認可制度の概要を把握し、我が国の質保証システム上での位置付けについて説明することができる。
2. 設置認可制度の事務手続きについて、事務職員としての留意点を説明することができる。

ワーク1 (大学設置認可制度についての考えをシェアする)

8

シンク・ペア・シェアの簡易版

- 「事前課題」で次の論文を参考に上げていました。
 - 塩野宏「日本の行政過程の特色-大学設置認可過程」日本學士院紀要,68巻,2号,2014
 - 朴澤泰男「現代日本における大学設置認可行政の構造分析のための基礎的考察」東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要,第20巻,2001

大学設置認可制度をあらわすキーワードで思いついたものを3つ以上「質保証」で思い浮かべるキーワードを3つ以上をそれぞれ、挙げてください。

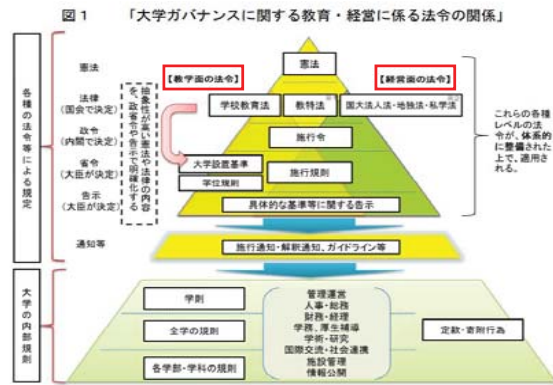
- まず自分で考える (2分)
- 隣の席の人に自分の考えを共有してください (2分)
- 4人1組のグループを作り、グループ全体で考えを共有してください (4分)

9

2 大学設置認可制度とは何か

2.大学設置認可制度とは何か (1)

10



法制度と設置認可の関係

- 法令で規定された枠内で、各法人が大学を設置し、教育等を行うことができる。
- 大学を取り巻く法令面の構造を把握して、(設置認可を含む)大学経営を行うことが重要。

私立大学のケース

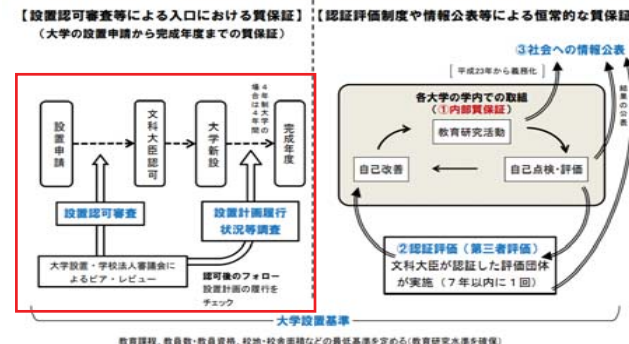
- 教学面の法令 = 設置認可申請書
 - ※学校教育法、大学設置基準等
- 経営面の法令 = 寄附行為 (変更) 認可申請書
 - ※国立大学法人法、地方独立行政法人、私立学校法等

出典：中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ) (2014/02/12)

2.大学設置認可制度とは何か (2)

11

我が国の大学の質保証のイメージ図



法制度と設置認可の関係

- 設置認可制度は我が国の「大学の質保証」システムを構成する制度。
- 認証評価、内部質保証と接続する仕組みで、質保証のため一連のシステムが連関。
- 設置後、完成年度(初年度入学者の卒業)までの間、当初計画が履行されているか調査。
- 設置認可審査は大学教員を主たるメンバーとする「ピア・レビュー」によって行われる。
 - 教育目的の達成のために必要な科目が開設され、体系的に教育課程が編成されているか、担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているかという専門的判断が必要。

出典：中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ(第16回) 配付資料(2018/07/17) 資料3「大学教育の質保証について」

2.大学設置認可制度とは何か (3)

12

設置認可制度の概要

【設置認可が必要な組織】
 ○大学、大学の学部、大学の学部の学科
 ○大学院、大学院の院級科、大学院の研究科の専攻
 ○短期大学、短期大学の学科
 ※大学の学部・学科、大学院の院級科・専攻及び短期大学の学科については、競争する学部の種類と分野の変更を行わない場合は認可を要しない届出で足りる。

【設置認可の流れ】
 ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
 ※文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ届出
 ②審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設:9ヶ月)
 ※審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】
 文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

○学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
 ○学部の設置、及び入学者選考の仕組みがあること。
 ○既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
 ○講師、学科長、学部長及び総務部長の構成に係る大学等の設置でないこと。
 ○専任教員の不足がなかったり一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準に基づく実態の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査
 (設置の趣旨・目的)
 「設置の趣旨・目的が、『学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養育させる』という学校教育法上の大学の目的に適合していること。」

(教育課程)
 「当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。」

(教員組織)
 「大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の提供並びに授かる学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。」

(名称、施設・設備等)
 「大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。」
 「大学の組織及び規模に応じ、研究費、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用的施設を備えた校舎を有していること。」

◆教員確保
 「研究上の業績等を有するとともに、大学に於ける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。」
 「専ら当該大学における教育研究に従事するもの認められること。」

認可と届出の違い

- 大学、学部等新設は認可事項。一定の条件を満たせば「届出設置」が可能。
- 大学設置認可制度における認可と届出の大きな違いは教員審査有無と事務的負担。
 - 認可
 - 設置認可申請書
 - 寄附行為変更認可申請書
 - 届出
 - 設置届出書
 - 寄附行為変更届出書
- 認可=新設、届出=改組と整理すると分かりやすい。

出典：中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第16回） 配付資料（2018/07/17）資料3「大学教育の質保証について」

2.大学設置認可制度とは何か (4)

13

大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第4号）
 第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に依り、**文部科学大臣の定める設置基準**に準じ、これを設置しなければならない。
 第九條 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の選任に関する事項は、別に法律で定めるものほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
 (目的)
 第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十九号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
 2. この省令で定める設置基準は、**大学を設置するに必要最低限の基準**とする。
 3. 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態に陥らないよう努力することほか、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆編制◆
 ○言語
 ○教育研究上の目的
 ○入学選考

◆教育課程◆
 ○教育課程の編成方針・方法
 ○単位
 ○授業時間
 ○授業の方法
 ○成績評価基準等の明示
 ○組織的な研修
 ○昼夜開講制

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆
 ○校地・運動場・校舎等施設
 ○校地・校舎環境整備
 ○図書等の資料及び図書室
 ○附属施設
 ○機械・器具等

◆教員組織◆
 ○校長組織
 ○教員組織
 ○授業科目の担当
 ○専任教員

◆卒業の要件◆
 ○単位の授与
 ○履修科目の登録の上限
 ○他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修単位の認定
 ○長期履修・科目等履修生
 ○卒業の要件

◆事務組織◆
 ○事務組織
 ○学生指導の組織

◆共同教育課程に関する特別◆
 ○国際連携課程に関する特別◆
 ○外国に設ける組織
 ○段階的整備

大学設置基準とは

- 学校教育法第3条に規定されている文部科学省令。
- 「省令」は、各省大臣が制定でき、大学設置基準は文部科学大臣が定める。
- 大学の設置に必要な最低基準なので、この基準をクリアできないと大学は設置できない。
- 認証評価にて適合有無を確認される。
 - 学校教育法改正で適合判定が厳格化
 - 認証評価の指摘事項は中長期計画への反映が義務化

出典：中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第16回） 配付資料（2018/07/17）資料3「大学教育の質保証について」

2.大学設置認可制度とは何か (5)

14

業務の連続性

- 設置認可制度は体系化・規準化されている
 - 過去から現在まで制度が連続しているため、過去の業務も参考にできる。過去の設置認可業務の記録にも目を通していただくことで、的確な業務が行える。
 - 業務の連続性を考慮し、次世代職員の育成という視点も大切。
- 必ず参照しなければならない資料
 - 過去の設置認可申請書類
 - 例えば改組での新学科設置の場合、設置時の情報が無ければ手続できない。(業務の可視化が極めて重要)
 - 毎年の設置事務担当者説明会資料
 - 変更事項は必ず確認しておくこと(細部が変わる)
- 時間があるとき参照すべき資料
 - 過去の「大学設置審査要覧」
 - 大学設置審査内規
 - 大学院設置審査基準要項

平成30年度
 大学設置等に関する事務担当者説明会
 資料

高等教育局
 高等教育企画課大学設置室
 私学部私学行政課法人係
 平成30年12月21日

文部科学省
 MEXT
 MINISTRY OF EDUCATION,
 CULTURE, SPORTS,
 SCIENCE AND TECHNOLOGY

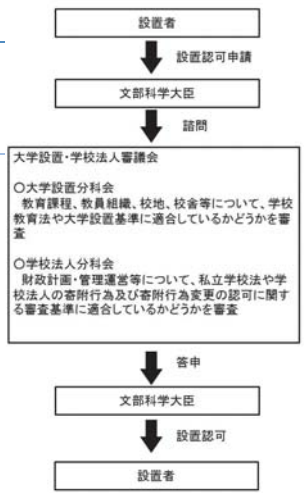
2.大学設置認可制度とは何か (6)

15

設置認可申請の構造 (私学のケース)

大学設置分科会	設置認可申請書	高等教育局高等教育企画課
学校法人分科会	寄附行為(変更)	高等教育局私学部
分科会	認可申請書	私学行政課法人係

- 認可申請の場合
 - 両方への認可申請書提出が必要。
- 届出の場合
 - 設置届出書を大学設置室に提出し、受理された後、私学行政課に寄附行為変更届出書を提出すればOK。



2.大学設置認可制度とは何か (7)

16



設置業務の汎用性

- 質保証の視点
 - 設置認可申請を行うにあたっては、質保証システム全体を見渡し、内部質保証に接続するように設置計画を作成しておくことが必要。
- ジェネラリスト育成の視点
 - 設置認可申請の担当者は、大学にまつわる全般的な知識（大学設置基準、教学マネジメント、学位制度、入試など）を身に付け、業務の経験を積むことで、大学職員として成長が期待できる。
 - 一連の事務手続きを通して、事務処理能力の向上も期待できる。

2.大学設置認可制度とは何か (8)

17

「大学教育の質保証」の要諦は何か

◆結局、何(誰)のための質保証か

➢「長い目で見て、大学にとって唯一意味のある重要なことは、**学術的成功(academic success)**である。それ以外の重要なことについて、大学は最終的に、非学術的なサービスをもっと効果的に提供できる他機関に置き換えられかねない。
大学の学術的成功の基準になるのは、その大学の**学生の成功(the success of its students)**である。それ以外の基準はすべて派生的なものだ。」
(Rich 2006: 41)

➢「統合的で総合的な学生の学びと発達(holistic student learning and development)」
(Quinlan 2011)

組織としての「教育」の提供と質保証

◆組織的教育の実施

「学士課程教育を各教員の個人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、**教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要**」
(中教審 2012: 15)

◆教育の内部質保証

- 教育質保証の本丸は、カリキュラムの持続的な改善と、それを支える人材と組織の育成
- 開かれた場でカリキュラムを議論していく必要

出典：杉本和弘教授（東北大学 高度教養教育・学生支援機構）「大学教育の質保証－誰が何をどう保証するのか－」
第22回大学教育研究フォーラム@京都大学吉田キャンパス,2016/3/17

質保証の目的は何か？

- 学術的成功＝学生の成功（言い換えれば「学生の成長」）
- 学術的成功のための組織的教育。教育の内部質保証によってカリキュラムを持続的に改善。
- 設置認可申請業務を通じて、「質保証を支える人材」として職員が関われる領域。

3 設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法

18

3.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (1)

19

「建学の精神」のもとにある教育

- 押川方義「東北学院の教育方針」（明治24年初秋）
東北学院といへば、諸君も既に規則に於て見らるゝが如く、一般には高等普通教育を授くるを目的とし、又其の外に専門部を置く、目下は独り神学部のみを教ふと雖へども、将来に至りては、商業学なり、法学なり、文学なり、理学なり、凡そ今日日本子弟に必要な学科を授けんと欲する目的なり。
- 私立大学の場合、「建学の精神」にヒントがある。

東北学院の礎を築いた三校祖



初代院長 (1850～1926)
押川方義

初代副院長 (1858～1927)
W・E・ホーイ

二代副院長 (1857～1938)
D・B・シュネーダー

3.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (2)

20

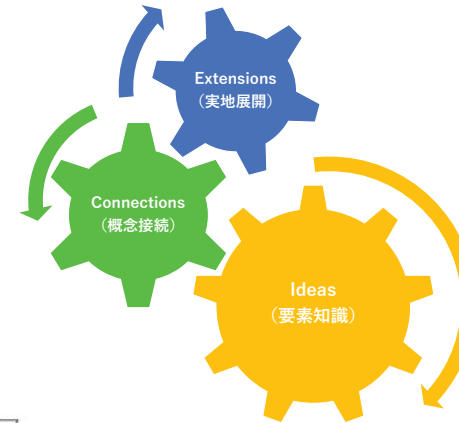
IMRADフレームワーク

- IMRADとは
 - Introduction
 - Methods
 - Results
 - And
 - Discussion
- これを大学職員が使えるように応用すると・・・
 - 前例・他大学調査、データを用いた現状把握、課題設定 (I)
 - 課題解決方法の構築 (M)
 - 課題解決の実践、データを用いた結果測定 (R)
 - 効果検証、次の課題の検討 (D)
- 単純な事務仕事、構想を教員に任せるのではなく、科学的アプローチに基づいて職員自身が大学の政策立案を担えるように取り組むことが大切。

3.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (3)

21

ICEモデル(教授・学習の評価モデル)を応用して設置事務担当者の育成に繋げる



- Ideas (要素知識)
 - 高等教育研究の知見
 - 中教審の動向
 - 諸外国の動向
- Connections (概念接続)
 - 設置認可制度
 - 建学の精神
 - 所属大学の教育実践
- Extensions (実地展開)
 - 改組計画の策定・実行
 - 内部質保証との接続

3.設置計画の作成と考え方、政策動向についての情報収集方法 (4)

22

情報収集方法

- メディア媒体
 - リクルート進学総研「カレッジマネジメント」
 - 進研アド「between」
 - 旺文社教育情報センター「新設予定学部・学科一覧」
- 行政関係
 - 官報
 - 政策情報ポータル
 - 閣議
 - 質問主意書, 答弁書 (衆議院, 参議員)
- その他
 - フォーマル, インフォーマルの間関係
 - 大学行政管理学会等のネットワーク



4 具体的な事務手続きで留意した方が良い点

23

4.具体的な事務手続きで留意した方がよい点 (1)

24

設置認可申請を行う前提条件

「平均入学定員超過率」

算出方法

- 平均入学定員超過率は、当該学部等の各年度の入学定員超過率を足した数を、修業年限で割った数を記入(小数点以下第2位(第3位切捨て))
- 「学部等」とは学部単位なので、学科単体で基準を上回っていても、学部全体で基準の範囲内であれば申請は行える。
- 計算例：○○学部の場合
 - $(1.02 + 1.02 + 1.02 + 1.07) \div 4 = 1.03$
- 大学の規模に応じて、申請時の要件が異なるので、これから設置を考えている場合には現状把握を必ず行うこと。
- この条件をクリアできず、申請を1年後ろ倒したケースもある。
- 申請有無に関係なく、経年で把握しておくべき。

3 入学定員超過の取扱い

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」第1条第3号により、学部単位(短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位)の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定以上の場合は認可しないことが規定されています。この取扱いは、申請に係る大学だけでなく、同一設置者(同一法人)が設置する他の大学等も対象となります。認可申請に出た場合は、学部単位の平均入学定員超過率が一定値未満であることを確認してください。

開設年度	区分	大学					
		大学規模(収容定員)	4000人以上			4000人未満	
		学部規模(入学定員)	300人以上	100人以上300人未満	100人未満	短期大学	高等専門学校
H29年度	平均	1.25倍	1.30倍	1.30倍	1.30倍	1.30倍	1.30倍
	入学定員超過率	未達	未達	未達	未達	未達	未達
H30年度	平均	1.15倍	1.20倍	1.25倍	1.25倍	1.25倍	1.25倍
	入学定員超過率	未達	未達	未達	未達	未達	未達
H31年度以降	平均	1.05倍	1.10倍	1.15倍	1.15倍	1.15倍	1.15倍
	入学定員超過率	未達	未達	未達	未達	未達	未達

4.具体的な事務手続きで留意した方がよい点 (2)

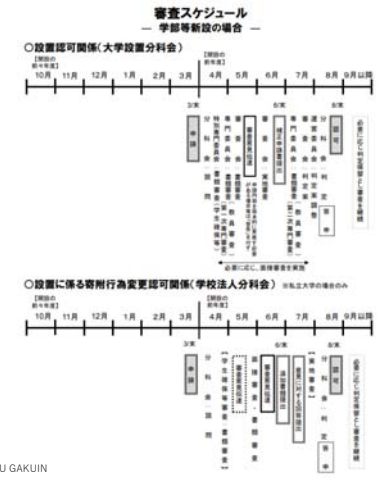
25

工程表を組む(ガントチャート)

- 設置の手引の「一般的な審査スケジュール」から逆算して工程表を作成する。
 - 後ほど、筆者が作成した一例を提示します。

項目の立て方

- 手続き方法(認可申請・届出、寄附行為変更)、各大学によって必要書類が異なる。
- 設置者側が適切に申請書類を作成することが基本なので、必要書類の洗い出しを誤りなく行うことが必要。
- 申請書類の項目を洗い出した段階で、書類作成に係る消耗品等を準備。**(地味に大変で、重要な作業)**



4.具体的な事務手続きで留意した方がよい点 (3)

26

設置認可申請書

- 別途配付資料を参照

資料の種別	大学の設置認可又は学部等の設置届出に係る必要書類					
	認可申請	届出	届出	届出	届出	届出
1. 申請書(申請書)	○	○	○	○	○	○
2. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
3. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
4. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
5. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
6. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
7. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
8. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
9. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
10. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
11. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
12. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
13. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
14. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
15. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
16. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
17. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
18. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
19. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
20. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
21. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
22. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
23. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
24. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
25. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
26. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
27. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
28. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
29. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
30. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
31. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
32. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
33. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
34. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
35. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
36. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
37. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
38. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
39. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
40. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
41. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
42. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
43. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
44. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
45. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
46. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
47. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
48. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
49. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
50. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
51. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
52. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
53. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
54. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
55. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
56. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
57. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
58. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
59. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
60. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
61. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
62. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
63. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
64. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
65. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
66. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
67. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
68. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
69. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
70. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
71. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
72. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
73. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
74. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
75. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
76. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
77. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
78. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
79. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
80. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
81. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
82. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
83. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
84. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
85. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
86. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
87. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
88. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
89. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
90. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
91. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
92. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
93. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
94. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
95. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
96. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
97. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
98. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
99. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○
100. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○	○	○	○

資料の種別	私立大学の設置認可又は学部等の設置届出に係る必要書類		
	認可	届出	届出
1. 申請書(申請書)	○	○	○
2. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
3. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
4. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
5. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
6. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
7. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
8. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
9. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
10. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
11. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
12. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
13. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
14. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
15. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
16. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
17. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
18. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
19. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
20. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
21. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
22. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
23. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
24. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
25. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
26. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
27. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
28. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
29. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
30. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
31. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
32. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
33. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
34. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
35. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
36. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
37. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
38. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
39. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
40. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
41. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
42. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
43. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
44. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
45. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
46. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
47. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
48. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
49. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
50. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
51. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
52. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
53. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
54. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
55. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
56. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
57. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
58. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
59. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
60. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
61. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
62. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
63. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
64. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
65. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
66. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
67. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
68. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
69. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
70. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
71. 設置計画書(設置計画書)	○	○	○
72. 設置計画書(設置計画書)	○		

4.具体的な事務手続きで留意した方が良い点 (5)

寄附行為変更 (2)

- 別途配付資料を参照

工程表 (ガントチャート) の作成例

対応事項	進捗	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考 (未確定事項等)
基本計画書	作業中	[進捗バー]								編入学定員、教育学科の専任教員構成、機械・器具、標本の件数、教員1人当り研究費、定員超過率
教育課程等の概要	作業中	[進捗バー]								科目担当教員 (決定しなければ完成しない)
授業科目の概要	未着手									科目担当教員 (決定しなければ書けない)
シラバス (授業計画)	未着手									専任教員について1科目ごとに抽出したうえで作成する。
2以上の校地 (校地ごとの状況)	依頼中	[進捗バー]								施設・設備状況 (●●課に依頼済)
2以上の校地 (教員の勤務状況)	依頼中	[進捗バー]								専任教員と担当科目 (決定しなければ勤務状況が書けない)
校地校舎等の図面	依頼中	[進捗バー]								専用・共用を色塗りした図面 (●●課に依頼済)
学則	作業中									●●課と修正室にて打ち合わせ済み (9月末)
教授会規程	完了									
意思の決定を証する書類	未着手									
設置の趣旨等を記載した書類	依頼中									設置準備室で手分けして作業中 (10月中に完成予定)
学生確保の見通し等を記載した書類	未着手									9月より高校、企業にアンケートを実施。10月末に報告書提出。それを受けて設置準備室が作成。
教員名簿 (学長の氏名等)	完了									
(学長の) 教員個人調書	完了									
教員名簿 (教員の氏名等)	作業中									科目担当教員が決定次第、「保有学位、月給基本給」(●●課)、「職務に就ける年次」(●●課)の取扱いを行う。
教員就任承諾書	未着手									科目担当教員が決定次第、全教員に依頼する (専任、兼招、兼任)。
専任教員の年齢構成・学位保有状況	作業中									【科目名称】の担当教員が決定次第、作成予定。今年度末に博士取得予定の教員がおり、年度末まで完成できない可能性あり。
(専任教員の) 教員個人調書	作業中									作業中。専任教員●名分を年内に完成させる予定。
入学定員超過の状況	未着手									当該年度の入学定数が確定後、超過率を算出する。
判定カード	未着手									●●学科の専任教員構成、科目担当が決定次第作成する。
審査対象教員一覧	未着手									同上。

4.具体的な事務手続きで留意した方が良い点 (7)

事務相談の予約方法

- メールにて予約。当該月の2ヶ月前に公表される。
- 相談可能日は文科省HPに公表。
- 項目別に「優先相談期間」が設けられているので、そうした情報も活用すると良い。
- 文科省に訪問しての事務相談は「大学等の設置認可及び収容定員変更に係る学則変更の認可の案件のみ」なので注意。

相談時間は1時間

- 限られた時間内で相談するので、予め質問して解決したいポイントをクリアにしておくことが重要。
- 他大学の設置事務担当者間での意見交換なども有効。
- 担当官によって解釈が変わることもあるので、自分たちの質問内容を事前に固めておくことが極めて重要。
- 「相談したから安心」ではない。

事務相談のメール受付(試行)について

1 相談日予約

・希望日^{※1}の2週間前^{※2}の週の月曜日^{※3}の14:00 までメール (d-yoyaku@mext.go.jp)にて予約を受け付けます^{※4}

※1 文科省HPで事務相談予約可能日参照
※2 1週間前日(土曜)参照
※3 月曜日(祝日は営業日)
※4 案件は、大学等の設置(認可又は届出)及び収容定員変更に係る学則変更のみ(認可又は届出)

2 相談資料送付

・相談用資料を相談日の3日前(土日祝日除く)までに各2部紙媒体で送付ください。

・相談表裏面には、ご相談・ご質問事項を具体的に記入ください。なお、「全般的に問題は無いか」といった抽象的なご相談はご遠慮ください。

3 相談日当日

・来客人数は4名までとしてください。なお、事務方だけでなく、申請内容に関わっている中心となる教員等構想を十分に把握されている方も必ず来客するようにしてください。

・来客されましたら、ご予約の時間まで文部科学省4階西側の来庁者控室でお待ちください。相談時間になりましたら、控室備付けの電話にて大学設置室より御連絡しますので、14階西側の大学設置相談室にお越しください。

4.具体的な事務手続きで留意した方が良い点 (6)

工程表 (ガントチャート) を作る時のポイント

- 申請書類全体を網羅すること
 - どの申請書類が該当するのか、関係書式を見てチェック
 - 例1 「2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況」「2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況」
- 進捗状況を含めること
 - 複数の担当者で状況確認できるようにしておくことが重要
- 書類間の相互関連性を見られるようにすること
 - 例2 「教員名簿 (教員の氏名等)」と「専任教員の年齢構成・学位保有状況」
 - 各教員の保有学位が書類間で整合しているか?
 - 学位の表記は適切に行われているか?
 - 例3 「基本計画書」と「設置の趣旨等を記載した書類」
 - 校地校舎面積が整合しているか?
 - 専任教員数が整合しているか?

4.具体的な事務手続きで留意した方がよい点 (12)

36

【寄附行為(変更)認可申請書編(審査参考資料の作成)】

- 手引には記載が無いが、対応が必要な事項
 - ① 3月末に認可申請書を提出した後、「審査参考資料」の作成を求められる。
 - 「審査参考資料」は決算確定段階(6月)で差し替えが必要になる。
 - 具体的な書式等は公表されておらず、申請を行った設置者に対し、私学行政課からメールにて様式が提供される。
 - 私学部参事官付総括係に毎年提出する「学校法人実態調査」の様式に類似。
 - ② 理事会・評議員会の議事録及び配付資料(写)
 - 開設前々年度の1月から申請時点までの直近。
 - 約2年分の理事会・評議員会資料なので、膨大な量になる(分冊可だが)
 - ③ 提出期限:4月下旬
 - 以上の資料を短期間で準備する必要があり、非常にタイトなスケジュール。
 - 予め作業工程に盛り込んでおいた方が望ましい。

4.具体的な事務手続きで留意した方がよい点 (13)

37

【設置認可のコツ(教員とのやり取り編)】

- 「設置の趣旨等を記載した書類」の作成を一例に
 - 設置の趣旨では「新設学科等でのような教育を行うのか」を記述する。よって、**通常は学部長又は学科長予定者が原案を書くことが多い。**
 - ただし、記載にあたって参照を求められる資料(中教審答申を踏まえて書く、など)が多く、多忙な教学役職者の負担軽減が必要不可欠。項目別に教職協働で役割分担。
 - 教員が原案を書く項目については、事務職員が支援する形態を取ると良い。
 - 資料目次を作成する必要があり、Microsoft Wordの機能で目次・ページを自動生成するようにして効率化を図る。
- ポイント
 - 教員には「**教員にしかできないこと**」を**的確に依頼する。**
 - 全体工程、事務的確認は職員が主導して、プロデューサー的な役割を担うことがポイント。

17 設置の趣旨等を記載した書類

(作成上の留意点)

- 申請又は議案の内容に応じて、表のページ以降の項目(横)について記載してください。
- (注)～(4)で示している項目立てで作成してください(ただし、該当のない項目については、項目名の記載は不要です。その際は項目番号を繰り上げて作成してください)。
- 記載のない事項については、記載していないものと判断しますので、十分留意してください。
- 各項目の【 】は、各項目に係る主な関係団体等を示していますので、それらの規定に照し、各項目を策定した趣意、計画、方針、取扱い等であることを詳細かつ具体的に説明してください。
- 各項目の記載内容が他の書類の内容と整合するように留意してください。
- この書類の製本には、表紙を付けてください。

(目次の作成例:大学の場合)

目次	
① 設置の趣旨及び必要性	…p.1
② 学部・学科等の特色	…p.2
③ 学部・学科等の名称及び学校の名称	…p.3
④ 教育課程の編成の考え及び特色	…p.4
⑤ 教育課程の編成の考え及び特色	…p.5
⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	…p.6
⑦ 施設、設備等の整備計画	…p.7
⑧ 入学定員の概要	…p.8
⑨ 実質的財務計画	…p.9
⑩ 管理運営	…p.10
⑪ 自己評価・評価	…p.11
⑫ 情報の公表	…p.12
⑬ 教育内容等の改善を図るための継続的な取組	…p.13
⑭ 社会的・職業的自立に関する取組及び特長	…p.14

※ 左記の例は、該当のない項目があるものとして、一部の項目の記載が省略されている例です。該当のない項目がある場合は、左記の例のとおりに番号を添わずに順次繰り上げる形で作成してください。

※ 左記の例では項目番号を①～⑭と記述していますが、①～⑭としておかないでください。これ以外の番号・記号等で整理していただいても差し支えありません。

※ 各項目を説明する上で必要な図表等の資料については、原則として本文の最後にまとめて添付してください。その際、各資料をインデックス(資料 1、資料 2…)で整理し、資料の冒頭に資料目次を付けてください(目次ページにも「資料目次」とインデックスを付けてください)。また、本文中には(資料 1)、(資料 2)というように、本文と資料の関係が分かるよう記載をしてみてください。

ワーク2 (大学設置認可制度クイズ)

39

理解度の確認テスト

- シンクペア・シェアで作った4人1組のグループ単位でクイズ大会を実施します。
- 以下の設問に対する答えを考えて、グループとして回答してください。(○か×かで挙手)

- Q1 大学・学部等の設置を認可するのは、中央教育審議会長である。
- Q2 認可申請時に虚偽の申請を行い、発覚すると二度と認可申請できない。
- Q3 「マル合教員」とは、大学院の研究指導を担当できる教員のことである。
- Q4 大学・学部等を新しく作る場合、必要な経費は決められている。
- Q5 大学設置・学校法人審議会の各分科会メンバーは文部科学省職員である。
- Q6 設置計画履行状況等調査の「面接調査」は、対象大学を会場に行われる。
- Q7 かつて設置認可申請は「2年審査」だった。
- Q8 大学設置室との事務相談時、受付後は文科省14階の大学設置相談室に直接出向く。
- Q9 認可された後、認可書は直接文部科学省に受け取りに行く。
- Q10 現在の設置認可制度では、大学同士の合併は行えない。

- 回答率トップのチームには景品を差し上げます!

5 おわりに

38

5.おわりに (1)

40

まとめ

- 大学設置は現行法の枠内で各大学が行える。ただし、設置認可制度の趣旨やコンプライアンスなどの諸条件を満たさないと、新たな学部・学科の設置はできない。18歳人口は確実に減少。変化に対して柔軟に対応できる大学が生き残る。[\(Adaptive University\)](#)

キーワード「準則主義」

- 設置認可、平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換。より具体的には法令上の要件を満たしていれば、主務官庁（文部科学省）は認可しなければならない。
- 適切な設置認可申請を行うためには、関係法令・設置関係業務を適切に理解し、必要に応じた業務改善が不可欠。IRデータの管理などが想定される。

質保証に事務職員として関わる

- 設置認可制度と質保証システムは一体的なもの。
- 大学側が主体的に設置認可制度を活用して、教学と管理運営を統合した戦略経営を目指すべき。そのこと自体が質保証システム全体の向上に繋がらる。

5.おわりに (2)

41

プロデューサーとしての事務職員

- 設置計画策定は事務職員が担い、プロデューサー兼教職協働の牽引役になる。
 - 教員を教育・研究の「専門職」として活かすため、研究者には専門性発揮に注力してもらう。
- 設置認可は教学と管理運営の両面からアプローチする。質保証システムを理解した上で担当することによって、所属機関の組織改革にも繋げることができる。
 - 日々の業務で一職員が携われない（大学教育の質保証の根幹に関わる貴重な業務）。
 - 質保証の「質」が保証すべきは「[学生の成長・学生の成功 \(Student Success\)](#)」。

事務職員がすべき点

- 設置認可に関する知識やスキルを蓄え、「構造化」すること。
 - 担当者が変わっても経験を伝え、事務的に問題なく対応できる組織を作ること。（職人仕事、業者に丸投げではなく）
 - 外部環境の変化に柔軟に対応できる大学になるために、事務職員として変化に適応できるよう学び続ける。[職員だからこそ、大学全体の把握と経営・教育をバランスよく見ることが出来る。](#)

参考文献

42

- 「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」中央教育審議会大学分科会,2014/02/12
- 「大学教育の質保証について」中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第16回）配付資料,2018/07/17
- 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成31年度改訂版）」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室,2018/10/16
- 「平成30年度大学設置等に関する事務担当者説明会資料」文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室,2018/12/19
- 「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引（平成30年度改訂版）」文部科学省高等教育局私学部私学行政課,2018/09/26
- 杉本和弘「大学教育の質保証－誰が何をどう保証するのか－」第22回大学教育研究フォーラム（京都大学吉田キャンパス）,2016/03/17
- 「IMRADに思う～思考のフレームワークとしての有効性～」大学職員の書き散らかしBLOG,2014/02/03
- 塩田邦成「学部新設に見る大学改革のマネジメント事例の研究－同志社大学と立命館大学を事例に－」大学経営政策研究第7号,2016
- 「大学の設置認可制度に関するQ & A－質の高い大学づくりのしくみ－文部科学省」,2007/09/05

御静聴ありがとうございました。

43



©Incorporated Educational Institution TOHOKU GAKUIN
TAKUMA Nagayama